

鳥取県告示第 22 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 129 条第 3 項の規定に基づき、遊漁規則の変更の認可をしたので、同条第 7 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 1 月 22 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 漁業権者の名称及び住所

日野川水系漁業協同組合  
米子市熊党 323-1

2 漁業権の免許番号

共同漁業権内共第 3 号

3 認可に係る変更の内容

日野川水系漁業協同組合内共第 3 号第五種共同漁業権遊漁規則の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																												
<p>(漁具又は漁法等の制限)</p> <p>第 3 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 次の表の左欄に掲げる区域内においては、右欄の掲げる期間中は、あゆを対象とする遊漁をさお釣（友釣又は毛針釣に限る。）以外の漁法により<u>行っ</u>てはならない。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 域</th> <th style="text-align: center;">期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>西伯郡伯耆町庄における昭和橋下流端から 880 メートル下流の野上川合流点までの区域</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>西伯郡伯耆町岸本における蚊屋井手第 1 水門下流端から 1,200 メートル下流の同町大殿の国土交通省水位観測所までの区域</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(禁止区域)</p> <p>第 5 条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれの期間中は、遊漁をしてはならない。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">禁 止 区 域</th> <th style="text-align: center;">禁止期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>西伯郡伯耆町吉定におけるかんがい用えん堤（五千石えん堤）上流端から上流 30 メートル、下流 150 メートルの区域</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	区 域	期 間	略	略	西伯郡伯耆町庄における昭和橋下流端から 880 メートル下流の野上川合流点までの区域	略	西伯郡伯耆町岸本における蚊屋井手第 1 水門下流端から 1,200 メートル下流の同町大殿の国土交通省水位観測所までの区域	略	禁 止 区 域	禁止期間	略	略	西伯郡伯耆町吉定におけるかんがい用えん堤（五千石えん堤）上流端から上流 30 メートル、下流 150 メートルの区域	略	<p>(漁具又は漁法等の制限)</p> <p>第 3 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 次の表の左欄に掲げる区域内においては、右欄の掲げる期間中は、あゆを対象とする遊漁をさお釣（友釣又は毛針釣に限る。）以外の漁法により<u>行な</u>ってはならない。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 域</th> <th style="text-align: center;">期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>日野郡溝口町庄における昭和橋下流端から 880 メートル下流の野上川合流点までの区域</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>西伯郡岸本町岸本における蚊屋井手第 1 水門下流端から 1,200 メートル下流の同町大殿の国土交通省水位観測所までの区域</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(禁止区域)</p> <p>第 5 条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれの期間中は、遊漁をしてはならない。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">禁 止 区 域</th> <th style="text-align: center;">禁止期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>西伯郡岸本町大字吉定におけるかんがい用えん堤（五千石えん堤）上流端から上流 30 メートル、下流 150 メートルの区域</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	区 域	期 間	略	略	日野郡溝口町庄における昭和橋下流端から 880 メートル下流の野上川合流点までの区域	略	西伯郡岸本町岸本における蚊屋井手第 1 水門下流端から 1,200 メートル下流の同町大殿の国土交通省水位観測所までの区域	略	禁 止 区 域	禁止期間	略	略	西伯郡岸本町大字吉定におけるかんがい用えん堤（五千石えん堤）上流端から上流 30 メートル、下流 150 メートルの区域	略
区 域	期 間																												
略	略																												
西伯郡伯耆町庄における昭和橋下流端から 880 メートル下流の野上川合流点までの区域	略																												
西伯郡伯耆町岸本における蚊屋井手第 1 水門下流端から 1,200 メートル下流の同町大殿の国土交通省水位観測所までの区域	略																												
禁 止 区 域	禁止期間																												
略	略																												
西伯郡伯耆町吉定におけるかんがい用えん堤（五千石えん堤）上流端から上流 30 メートル、下流 150 メートルの区域	略																												
区 域	期 間																												
略	略																												
日野郡溝口町庄における昭和橋下流端から 880 メートル下流の野上川合流点までの区域	略																												
西伯郡岸本町岸本における蚊屋井手第 1 水門下流端から 1,200 メートル下流の同町大殿の国土交通省水位観測所までの区域	略																												
禁 止 区 域	禁止期間																												
略	略																												
西伯郡岸本町大字吉定におけるかんがい用えん堤（五千石えん堤）上流端から上流 30 メートル、下流 150 メートルの区域	略																												

略

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 略

2 前項の規定にかかわらず、さお釣または手釣の漁具又は漁法等による場合であって、次の同表に掲げる者が遊漁する場合の遊漁料は、右欄のとおりとする。

水産動物の名称	区分	期間	遊漁料
あゆ こい やまめ(さくらますを含む。) あまご(さつきますを含む。) いわな にじます うなぎ	70才以上の者 (県内者に限る)	交付 日か ら無 期限	500円
略			

3 略

様式第1号 遊漁承認証

表1

No.	
遊漁承認証	
下記のとおり遊漁を承認します	
遊漁者	住所 氏名 年令
承認期間	
魚種	
漁具漁法	
遊漁区域	
遊漁料	
発行者	
日野川水系漁業協同組合®	
連絡先 0859-27-3257	

表2及び表3 略

裏1～3 略

略

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 略

2 前項の規定にかかわらず、さお釣または手釣の漁具又は漁法等による場合であって、次の同表に掲げる者が遊漁する場合の遊漁料は、右欄のとおりとする。

水産動物の名称	区分	期間	遊漁料
あゆ こい やまめ(さくらますを含む。) あまご(さつきますを含む。) いわな にじます うなぎ	70才以上の者 (県内者に限る)	年間	無料
略			

3 略

様式第1号 遊漁承認証

表1

No.	
遊漁承認証	
下記のとおり遊漁を承認します	
遊漁者	住所 氏名 年令
承認期間	
魚種	
漁具漁法	
遊漁区域	
発行年月日	
発行者	
日野川水系漁業協同組合®	
連絡先 0859-27-3257	

表2及び表3 略

裏1～3 略

4 変更後の遊漁規則の施行の日

平成20年1月22日